

第22回大空町農業委員会総会議事録

平成31年3月26日第22回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に召集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 石原 せつえ	2番 江口 美世司	3番 石田 正俊
4番 苫米地 正幸	5番 澤井 忠雄	6番 丹羽 真治
7番 岡内 浩之	8番 小久保 謙	9番 長尾 照幸
10番 早川 敏幸	11番 渡邊 恵二	12番 伊藤 博幸
14番 田中 悟	15番 田中 秀雄	16番 齊藤 貞利
17番 赤石 昌志	18番 岩原 秀嗣	19番 佐藤 廣治
20番 渡辺 誠	21番 石田 敦	22番 福田 重幸
23番 岡本 シゲ子	24番 遠藤 哲也	25番 長谷川 伸一
26番 永倉 誠二	27番 山神 正信	

(2) 欠席者

13番 井上 良幸

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透

主査 渡邊 豪

主事 安念 真人

第22回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

井上局長	<p>それでは定刻よりも若干早いですけれども、ただ今から大空町農業委員会第22回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
井上局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さんご苦労様でございます。</p> <p>3月のもう少しで終わるわけなんですけれども、今日も家からここまで来る間、なんか昨日今日ぐらいでなんかかなり雪融けが進んだような気がします。</p> <p>畑の土また秋まき小麦だとかが、かなりこう見えてきたかなと。</p> <p>だんだんせわしくなってきましたけれども、また皆さんにはこれからの農業委員会活動に御尽力いただきたいと思います。</p> <p>今日は第22回の総会でございますので、御審議をいただきますようお願いいたします。簡単ですがご挨拶とさせていただきます。</p> <p>よろしくお願い致します。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>2月26日開催の第21回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
山神会長	<p>ただ今より第22回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(午後1時32分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>ただいまの出席委員は、26名であります。</p> <p>井上委員から欠席の旨の連絡がありました。</p>

山神会長	<p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第2号までの合計17件であります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、15番田中秀雄委員、16番齊藤委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成31年3月26日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第1号利用権設定関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、新規の案件です。図面については1ページに掲載をしております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係2番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第1号利用権設定関係2番説明朗読】 この件につきましては、新規の案件です。図面については2ページに掲載をしております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
山神会長	この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により 〇〇委員の退席を求めます。

	<p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に利用権設定関係3番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第1号利用権設定関係3番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、更新の案件です。図面については3ページに掲載をしております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号の利用権設定関係3番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>

山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係4番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第1号利用権設定関係4番説明朗読】 この件につきましては、新規の案件です。図面については4ページに掲載をしております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
山神会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係4番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係4番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集

	<p>積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。平成31年3月26日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第2号所有権移転関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、賃貸借から売買への移行の案件です。そのため、図面を省略しております。また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>譲受人の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて56.0ha、労働力は3人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第1地区農業委員により2月27日にあっせん会を開催しております。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に所有権移転関係2番から3番について、譲渡人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号所有権移転関係2番から3番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、譲渡人の離農に伴う新規の案件です。図面</p>

	<p>は5ページ、6ページに掲載しております。</p> <p>3月4日に第5地区農業委員によりあっせん会が開催されております。また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>2番の譲受人の経営面積は、議案に掲載している農地も含めず14.3ha、労働力は1人です。</p> <p>3番の譲受人の経営面積は、議案に掲載している農地も含めず13.2ha、労働力は1人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。第5地区農業委員により3月4日にあっせん会を開催しております。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係2番から3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の所有権移転関係2番から3番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係1番説明朗読】</p> <p>前借主の経営品目変更に伴う新規の案件です。借主を変更しております。図面は7ページに掲載しております。</p> <p>第5地区農業委員により3月14日にあっせん会を開催しておりま</p>

	<p>す</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めず43.1ha、労働力は3人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第5地区農業委員により3月4日にあっせん会を開催しております。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決めるにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係2番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係2番説明朗読】</p> <p>2番から9番まで更新の案件です。そのため図面を省略しております。また、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて44.8haです。</p> <p>以上でございます。</p>

山神会長	これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 3 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 3 番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて 47.4 ha です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 3 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 4 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 4 番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて 38.1 ha、労働力は 2 人です。 以上でございます。

山神会長	これより利用権設定関係 4 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 4 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 5 番から 6 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 5 番から 6 番説明朗読】 5 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて 5 2. 1 ha、労働力は 4 人です。 6 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて 4 2. 1 ha、労働力は 3 人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 5 番から 6 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 5 番から 6 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 7 番から 8 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。

渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係7番から8番説明朗読】</p> <p>7番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて54.1ha、労働力は4人です。</p> <p>8番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて22.1ha、労働力は2人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係7番から8番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係7番から8番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係9番から10番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係9番から10番説明朗読】</p> <p>10番の地番のうち、住吉918までについては、前の借主の規模縮小に伴い、新規の賃貸借のあっせんが行われました。</p> <p>2月1日に第5地区農業委員によりあっせん会が開催されております。10番については、図面を5ページに掲載しております。</p> <p>9番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて22.7ha、労働力は4人です。</p> <p>10番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて29.9ha、労働力は3人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>10番の案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりで</p>

	<p>す。</p> <p>第5地区農業委員により2月1日にあっせん会を開催しております。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>す。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係9番から10番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係9番から10番について採決</p> <p>します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則</p> <p>第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のと</p> <p>おり報告する 平成31年3月26日提出 大空町農業委員会会長</p> <p>山神正信。</p> <p>【報告第1号説明朗読】</p>
山神会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いた</p> <p>しました。</p> <p>これで総会を閉じます。ご苦労様でした。</p> <p>引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いま</p> <p>す。</p>

	(午後 2 時 3 分)
--	--------------

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____